

令和7年度 みやこ町監査計画

地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を効果的かつ効率的に実施するため、みやこ町監査基準第9条第1項の規定に基づき、令和7年度に実施する年間監査計画を策定する。

なお、この監査計画は、必要に応じて予定を変更又は追加することがある。

令和7年3月3日

みやこ町監査委員 木 村 太 吉

みやこ町監査委員 小 田 勝 彦

1 監査の観点

監査にあたっては、合規性、正確性はもとより、その事務事業が最小の経費で最大の効果を挙げているか、所期の目的を効果的に達成するものとなっているかという、経済性、効率性及び有効性の視点を踏まえた監査を実施することで組織のマネジメント強化に寄与する。【みやこ町行政運営強化のための組織体系】

（1）リスクアプローチによる監査を行い、事務事業の合規性、正確性の強化

業務及び事務処理の過程に存在するリスクの予防、発見、修正を視点として監査を実施することで事務事業の合規性、正確性の向上。併せて、VFM (Value For Money) に関する成果の向上を目標とする。

「法令違反のリスク」、「決算の信頼性を阻害するリスク（予算執行、会計処理に関するリスク）」及び「財産の保全を阻害するリスク」に係る事項を重点項目とする。

（2）経済性、効率性及び有効性の視点による財務監査等を実施

自治体運営の根幹をなす理念は、地方自治法第2条第14項及び第15項にある。

この規定の趣旨にのっとり、事務の執行及び経営に係る事業の管理が

イ 経済的（より少ない費用で実施すること）

ロ 効率的（同じ費用で大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）

ハ 効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること）に実行されているかとの視点で監査を実施する。

（3）内部統制に依拠した監査の実施

監査の実施は、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、内部統制の整備・運用状況に留意して実施する。

(4) 監査結果に対するフォローアップの充実

監査結果が事務事業の改善、適正化に資するよう改善措置のフォローアップを強化し、指摘事項等に対する措置が適切に講じられ、改善等の対応策が有効に進められているか適宜確認等を行い、監査の実効性を確保する。

2 実施する監査等の種類及び対象等

(1) 財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

会計年度期間中少なくとも1回以上期日を定めて、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の事務や管理が適正かつ効率的、合理的に行われているかどうかを主眼として実施する。前年度の決算監査の指摘事項から特定のテーマを定め、定期監査と一体的に行うものとする。なお、該当する課のみ実施する。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

必要があるときと認めるとき、定期監査に準じて実施する。

当面は、「例月現金出納検査」において報告される契約締結や歳出執行された事務事業から抽出して、本年度実施する定期監査を補完するために契約事務処理確認や現地調査を随時的に採り入れる。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

町の事務及び執行機関の権限に属する法定受託事務の執行について、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、定期監査時及び必要に応じて適時に実施する。

(4) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

町が財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の指定管理者などに対し、必要と認めるとき、又は町長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施する。

(5) 公金の収納又は支払い事務に関する監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査及び町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

これらの検査については、当初では実施計画を持たないが、必要があると認めるとき、または請求・要求があったとき定期監査に準じて実施する。

(6) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属

する現金及び預り金を含む。)の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼とし、原則毎月25日に実施する。ただし、やむを得ない事由があるときは、変更することができる。また、例月現金出納検査の内容について、予算執行の説明を求める必要が生じた場合は、会計管理者を通じて例月現金出納検査実施日に職員の出席を求めるものとする。

(7) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するものとし、例月現金出納検査の結果を踏まえ、一体的に行うものとする。

(8) 健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率が、定められた基準に準拠し、適正に算定され、かつ表示されているかを主眼として審査する。

(9) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

各基金について、計数の確認を行うとともに、基金が目的に沿って適切に、安全かつ効率的に運用されているかどうかを「例月現金出納検査」に併せて審査する。

3 執行上の留意点

町政の公正かつ効率的な運営を担保する監査の機能を、なお一層発揮するため、次の点に十分留意する。

(1) 監査の実施に当たっては、事業の内容、過去の監査結果等を総合的に検討するとともに、監査対象事業に即した事前準備の充実を図る。

(2) 報告書文案の作成に当たっては、町民が内容を十分理解できるように、平易、簡潔な文章表現に十分留意するとともに、指摘の理由、根拠及び不適切支出などの金額を明確に示すように努め、監査結果については、HP等で積極的に公表する。

令和7年度 みやこ町監査計画

4 監査の結果

監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものは、次の表にある4つの区分に分類し、各区分に応じた処置を求める。なお、前回監査の指導等に対する是正、改善の状況は、次回の監査時に確認するなど、フォローアップを行う。

区分	内容	処置の内容
指摘	1 明らかに違法又は不当なもの 2 故意又は重大な過失によるもの 3 著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 4 その他著しく不適切あるいは著しく妥当性を欠くもの 5 前回の監査で指摘、指導した事項で改善の努力がなされていないもの	具体的内容を監査の結果報告に記載して町長等に提出するとともに公表する。 また代表監査委員は、監査対象機関の長に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求める
注意	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの	代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で是正を求める。 また監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で是正・改善状況等について回答を求めることができる。
検討	指摘事項又は注意事項に該当しないが、改善の検討を要するもの	代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で是正を求める。 また監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善状況等について回答を求めることができる。
指導	その他軽微なもので、修正、改善等を指導したもの	公表しない

5 監査等の種類別実施予定時期

監査等の実施期間及び結果の報告・公表時期は、下記「令和7年度 年間監査計画」のとおりとする。

令和7年度 年間監査計画

区 分	令和7年									令和8年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
例月現金出納検査	25日(金)	26日(月)	25日(水)	25日(金)	25日(月)	25日(木)	24日(金)	25日(火)	25日(木)	26日(月)	25日(水)	25日(水)
定期監査							27～31日 計3日程度	下旬 報告書・講評				
地方公営企業 決算審査		27日(火)	30日(月) 意見書・講評									
決算審査 健全化判断比率審査				22～31日 計4日程度	8日(金) 意見書・講評							
財産区特別会計 決算審査										26日(月)	9日(月) 意見書	
福岡県町村監査委員 協議会		中・下旬 幹事会・理事会			8日(金) 総会・研修会					下旬 理事会	中旬 総会・研修会	
町村監査委員 全国研修会							16日(木)					

※上記に加え、監査委員が必要があると認めるときに監査を実施する（随時監査）

みやこ町行政運営強化のための組織体系

